防府市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

平成２９年２月１７日制定

　（趣旨）

第１条　この要綱は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第１１５条の４５第１項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業。以下「総合事業」という。）の実施について、法及び介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この要綱における用語は、法、施行規則、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成１２年厚生省告示１９号。）及び地域支援事業実施要綱（平成１８年６月９日老発第０６０９００１号厚生労働省老健局長通知。以下「通知」という。）の例による。

　（事業の目的）

第３条　総合事業は、市が事業実施主体となって、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的とする。

　（事業内容）

第４条　市長は、総合事業として次に掲げる事業を行うものとする。

1. 介護予防・生活支援サービス事業（第１号事業）

　　 　ア　第１号訪問事業

1. 予防給付型サービス（訪問介護相当サービス）
2. 生活補助型サービス（緩和した基準による訪問型サービスＡ）
3. 地域幸せます型サービス（住民主体による訪問型サービスＢ）
4. 短期集中予防型サービス（短期集中予防型サービスＣ）
5. 栄養指導サービス（短期集中予防型サービスＣ）
6. 移動支援幸せます型サービス（通所支援サービスＤ）

イ　第１号通所事業

1. 予防給付型サービス（通所介護相当サービス）
2. 生活維持型サービス（緩和した基準による通所型サービスＡ）
3. 生活維持・短時間型サービス（緩和した基準による通所型サービスＡ）
4. 生活維持・地域型サービス（緩和した基準による通所型サービスＡ）
5. 地域幸せます型サービス（住民主体による通所型サービスＢ）
6. 短期集中予防型サービス（短期集中予防型サービスＣ）

ウ　第１号生活支援事業

エ　第１号介護予防支援事業

（２）一般介護予防事業

　　ア　介護予防把握事業

　　イ　介護予防普及啓発事業

　　ウ　地域介護予防活動支援事業

　　エ　一般介護予防事業評価事業

　　オ　地域リハビリテーション活動支援事業

　（事業の対象者）

第５条　総合事業のサービスを利用できる者は、第１号事業については、要支援認定を受けた第１号被保険者及び平成２７年厚生労働省告示第１９７号に定める基本チェックリストの記入内容が告示に定める事業対象者基準に該当した第１号被保険者（以下「事業対象者」という。）とし、一般介護予防事業については全ての第１号被保険者及びその支援のための活動に関わる者とする。

　（第１号事業の実施方法）

第６条　市長は、第１号事業について、市が直接実施するもののほか、次に掲げる方法により実施できるものとする。

　(１)　法第１１５条の４５の３第１項の規定に基づく指定事業者による実施

　(２)　法第１１５条の４７第４項の規定に基づく施行規則第１４０条の６９の規定に適合する者に対する委託による実施

　(３)　施行規則第１４０条の６２の３第１項第２号の規定に基づく補助

（一般介護予防事業の実施方法）

第７条　市長は、一般介護予防事業について、市が直接実施するもののほか、次に掲げる方法により実施できるものとする。

　(１)　法第１１５条の４７第４項の規定に基づく施行規則第１４０条の６９の規定に適合する者に対する委託による実施

　(２) 施行規則第１４０条の６２の３第１項第２号の規定に基づく補助

　（第１号事業支給費）

第８条　第６条第１項第１号の規定により、指定事業者が第１号事業を実施する場合の支給費は次のとおりとする。

　(１)　第１号訪問事業及び短期集中予防型を除く第１号通所事業　別表で定める額に１００分の９０を乗じた額

　(２) 第１号通所事業短期集中予防型及び第１号介護予防支援事業　別表で定める額に１００分の１００を乗じた額

２　法第５９条の２第１項に規定する所得の額が同項の政令で定める額以上の所得を有する者（次項に掲げる者を除く。）にかかる第１号訪問事業及び第１号通所事業の支給費について前項第１号の規定を適用する場合においては、同号中「１００分の９０」とあるのは、「１００分の８０」とする。

３　法第５９条の２第２項に規定する所得の額が同項の政令で定める額以上の所得を有する者にかかる第１号訪問事業及び第１号通所事業の支給費について第１項第１号の規定を適用する場合においては、同号中「１００分の９０」とあるのは、「１００分の７０」とする。

（支給限度額）

第９条　事業対象者が指定事業者の行う事業を利用する場合の支給限度額は、要支援１に係る介護予防サービス費等区分支給限度基準額について法第５５条第１号の規定により算定した額とする。

２　前項の規定にかかわらず、利用者が退院直後で、集中的にサービスを利用することが自立支援につながると市長が認めた場合には、退院した月及びその翌月に限って、支給限度を要支援２に係る介護予防サービス費等区分支給限度基準額とすることができる。

　（高額介護予防サービス費相当額の支給）

第１０条　市長は、指定事業者が行う事業について、法第６１条に規定する高額介護予防サービス費に相当する額を支給するものとする。

２　高額介護予防サービス費相当額の支給要件、支給額その他高額介護予防サービス費相当額の支給については、介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号）第２９条の２の２を準用する。

　（指定事業者の申請）

第１１条　法第１１５条の４５の３第１項の指定（以下「指定事業者の指定」という。）を受けようとする者は、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定申請書（第１号様式）に施行規則第１４０条の６３の５第１項各号に掲げる事項のうち市長が必要と認めるものに係る書類（以下「必要書類」という。）を添付して、事業所ごとに市長に申請しなければならない。

　（指定事業者の指定）

第１２条　市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請者が施行規則第１４０条の６３の６の市長が定める基準（以下「指定基準」という。）を満たしているかどうかを審査し、指定の可否を当該申請者に通知するものとする。

２　市長は、当該事業者を指定することにより、防府市介護保険事業計画に定める地域支援事業に係る計画量を超過する場合その他本市における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じることが予想されるときは、前項の規定にかかわらず、指定事業者の指定を行わないことができる。

３　施行規則第１４０条の６３の７の規定に基づき、本市の指定事業者の指定は、当該指定をした日から６年間有効とする。

　（指定の更新）

第１３条　法第１１５条の４５の６第１項の指定事業者の指定の更新を受けようとする者は、指定更新申請書（第４号様式）に、必要書類を添付して、事業所ごとに市長に申請するものとする。ただし、施行規則第１４０条の６３の５第３項に該当するときは、同条第１項第４号から第１１号までに掲げる事項に関する申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

２　市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請者が指定基準を満たしているかどうかを審査し、指定更新の可否を当該申請者に通知するものとする。

３　施行規則第１４０条の６３の７の規定に基づき、本市の指定事業者の指定の更新は、当該更新をした日から６年間有効とする。

　（変更等の届出）

第１４条　指定事業者は、法施行規則第１４０条の６３の５第１項各号に掲げる事項に変更があった場合は、当該変更があった日から１０日以内に変更届出書（第２号様式）により、事業所ごとに市長に届け出なければならない。

２　指定事業者は、当該指定に係る事業の廃止又は休止をしようとする場合は、当該廃止又は休止の日の１月前までに廃止・休止届出書（第３号様式）により、事業所ごとに市長に届け出なければならない。

３　事業を休止している指定事業者は、当該休止している事業を再開する場合、速やかに再開届出書（第２号の２様式）により、事業所ごとに市長に届け出なければならない。

　（指定事業者の指定の取消し）

第１５条　市長は、法第１１５条の４５の９各号のいずれかに該当する場合は指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

（事業者情報の公表及び提供）

第１６条　市長は、第１２条から前条までの規定による指定又は届出の受理等（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、当該指定等に係る情報のうち次に掲げる事項を公表するとともに、山口県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、提供することができる。

(１)　事業所の名称及び所在地

(２)　当該事業所の指定の申請者及び主たる事業所の所在地並びに代表者の氏名及び住所

(３)　指定及び指定更新年月日

(４)　指定取消事由及び指定取消年月日

　(５)　事業開始、廃止、休止及び再開年月日

　(６)　運営規程

　(７)　介護保険事業所番号

　(８)　その他市長が適当と認める事項

(指定事業者のサービス等の基準)

第１７条　指定事業者は、指定事業者の指定に係る事業所ごとに、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるサービス等の基準に従って、事業を行わなければならない。

（１）　第１号訪問事業

ア　予防給付型サービス　旧指定介護予防サービス等基準に規定する旧介護予防訪問介護に係る基準の例による基準（この場合において、旧指定介護予防サービス等基準第３７条第２項中「二年間」とあるのは「五年間」とする。）

イ　生活補助型サービス　別に市長が定める基準

* + 1. 第１号通所事業

ア　予防給付型サービス　旧指定介護予防サービス等基準に規定する旧介護予防通所介護に係る基準の例による基準（この場合において、旧指定介護予防サービス等基準第１０６条第２項中「二年間」とあるのは「五年間」とする。）

イ　生活維持型サービス　別に市長が定める基準

ウ　短期集中予防型サービス　別に市長が定める基準

　（総合事業の利用料）

第１８条　総合事業を事業者指定により実施する場合の利用料は、別表に定める額の１００分の１０に相当する額とする。ただし、第１号通所事業短期集中予防型及び第１号介護予防支援事業の利用料はないものとする。

２　法第５９条の２第１項に規定する所得の額が同項の政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等（次項に掲げる者を除く。）にかかる第１号事業支給費について前項の規定を適用する場合においては、同項中「１００分の１０」とあるのは、「１００分の２０」とする。

３　法第５９条の２第２項に規定する所得の額が同項の政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等にかかる第１号事業支給費について第１項の規定を適用する場合においては、同項中「１００分の１０」とあるのは、「１００分の３０」とする。

（雑則）

第１９条　この要綱に規定するもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

　（施行日）

１　この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

　（準備行為）

２　市長は、この要綱の施行日前においても、介護予防・日常生活支援総合事業における第１号事業者の指定等に関し必要な手続きを行うことができる。

　　附　則

（施行日）

１　この要綱は、平成３０年８月１日から施行する。

　（経過措置）

２　この要綱による改正後の第８条及び第１８条の規定は、施行の日以後に居宅要支援被保険者等が受けた第１号事業に係る第１号事業支給費の支給について適用し、同日前に居宅要支援被保険者等が受けた第１

号事業に係る第１号事業支給費の支給については、なお従前の例による。

　　附　則

（施行日）

　　附　則

（施行日）

１　この要綱は、令和元年１０月１日から施行する。

１　この要綱は、令和３年１月１日から施行する。

　　附　則

（施行日）

１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

　　　附　則

　（施行日）

１　この要綱は、令和４年１０月１日から施行する。

附　則

　（施行日）

１　この要綱は、令和５年１月１日から施行する。

別表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | サービスの種類 | 単位数 | １単位の単価 |
| 第１号訪問事業 | 予防給付型サービス |

|  |
| --- |
| １月につき、介護保険法施行規則第１４０条の６３の２第１項第１号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和３年厚生労働省告示第７２号）に定める単位数 |

 | １０円 |
| 第１号通所事業 | 予防給付型サービス | １月につき、介護保険法施行規則第１４０条の６３の２第１項第１号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和３年厚生労働省告示第７２号）に定める単位数 |
| 生活維持型サービス（防府市介護予防・日常生活支援総合事業の第１号通所事業の利用対象者に関する基準第４条第１項第２号関係） | １回４～７時間週１回程度　１月につき、１，３２５単位週２回程度　１月につき、２，７１１単位１回２～３時間週１回程度　１月につき、９５４単位週２回程度　１月につき、１，９４８単位運動器機能向上加算１月につき、２２５単位 |
| 生活維持型サービス（防府市介護予防・日常生活支援総合事業の第１号通所事業の利用対象者に関する基準第４条第３項関係）（月包括単価） | １月につき、１回２時間以上週１回程度　１月につき、１,６５５単位週２回程度　１月につき、３，３９３単位運動器機能向上加算１月につき、２２５単位介護職員処遇改善加算（Ⅰ）所定単位数の５９/１０００加算介護職員処遇改善加算（Ⅱ）所定単位数の４３/１０００加算介護職員処遇改善加算（Ⅲ）所定単位数の２３/１０００加算介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）所定単位数の１２/１０００加算介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）所定単位数の１０/１０００加算介護職員等ベースアップ等支援加算所定単位数の１１/１０００加算幸せます加算Ⅰ（本サービス利用開始から４週間以内で利用を終了し、防府市介護予防・日常生活支援総合事業の第１号介護予防支援事業に関する基準（令和元年９月１８日制定）第３条に定める幸せます状態（以下、「幸せます状態」という。）になった場合。ただし短期集中予防型サービス利用終了後同一事業所の本サービスを利用する場合は除く）１回につき、４，２００単位幸せます加算Ⅱ（本サービス利用開始から５週間以上８週間以内で利用を終了し、幸せます状態になった場合。ただし短期集中予防型サービス利用終了後同一事業所の本サービスを利用する場合は除く）１回につき、２，６００単位幸せます加算Ⅲ（本サービス利用開始から９週間以降に利用を終了し、幸せます状態になった場合。）１回につき、９５０単位 |
| 生活維持型サービス（防府市介護予防・日常生活支援総合事業の第１号通所事業の利用対象者に関する基準第４条第４項関係） | １回２時間以上週１回程度　１月につき、９５４単位週２回程度　１月につき、１，９４８単位運動器機能向上加算１月につき、２２５単位介護職員処遇改善加算（Ⅰ）所定単位数の５９/１０００加算介護職員処遇改善加算（Ⅱ）所定単位数の４３/１０００加算介護職員処遇改善加算（Ⅲ）所定単位数の２３/１０００加算介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）所定単位数の１２/１０００加算介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）所定単位数の１０/１０００加算介護職員等ベースアップ等支援加算所定単位数の１１/１０００加算幸せます加算Ⅲ（本サービスを終了し、幸せます状態になった場合。）１回につき、９５０単位 |
| 短期集中予防型サービス | 週１回２時間程度、１回につき　　　　　　６５０単位栄養改善加算（栄養改善プログラムを管理栄養士が実施した場合。）、1回につき　　　　　　　１５０単位 | 　 |
| 第１号介護予防支援事業 | ケアマネジメントＡ | １月につき、４３８単位初回加算　３００単位委託連携加算１月につき、３００単位 |
| ケアマネジメントＢ | １月につき、４３８単位初回加算　　３００単位 |
| ケアマネジメントＣ | １月につき、４３８単位ただし、単位数の算定は、初回月のみとする。初回加算　　３００単位 |

備考

　１　市の独自の基準による通所型サービス事業に要する費用について、利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、通所型サービスの単位数は算定しない。









